

加西市善意銀行 ひとり親家庭ランドセル購入助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加西市内のひとり親家庭の児童の健全な育成と経済負担軽減を図るために実施するひとり親家庭ランドセル購入助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭」とは、児童扶養手当法第4条第1項の規定に基づき、加西市が児童扶養手当を支給している者をいう。

2 この要綱において「ひとり親家庭ランドセル購入助成事業」(以下「購入助成事業」)とは、加西市善意銀行がひとり親家庭を対象に小学校に入学する児童(以下「対象児童」という。)のランドセルの購入費用を助成する事業をいう。

(助成対象者)

第3条 購入助成事業による助成の対象者(以下「助成対象者」という。)は、ランドセルを購入した日及び第6条第1項に規定する申請書を理事長に提出する日のいずれにおいても、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) ひとり親家庭である者
- (2) 対象児童を監護する者

(他の制度との関係)

第4条 生活保護法に基づく一時扶助として入学準備金の支給が行われる場合にあつては、購入助成事業による助成は行わない。

2 ランドセル購入費用について、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費の新入学児童生徒学用品費の支弁と購入助成事業による助成とを重複して利用することはできない。

(助成金の支給)

第5条 購入助成事業による助成金の支給は、対象児童1人につき1回とする。(上限20,000円)

(申請手続)

第6条 購入助成事業による助成を受けようとする者(以下「申請者」)は、購入助成事業申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、児童扶養手当証明書、対象児童の生年月日を証明する書類、購入者氏名、領収年月日、店名、品目及び金額を確認できる領収書の原本(インターネットにより購入した場合、その他領収書の取得が困難な場合にあつては、購入者氏名、領収年月日、店名、品目及び金額を確認できる納品書の原本)を添付して、提出するものとする。

2 申請書は、対象児童が入学する年度の前年度中に提出するものとする。ただし、当該期間に申請書を提出することができない場合は、対象児童が入学する年度中に提出するものとする。

(支給の決定等)

第7条 理事長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金決定通知書(様式第2号)により、助成金額と振込日を申請者に通知するものとする。

2 助成金額は申請書に記載された指定の口座へ振り込むものとする。

(助成金の返還)

第8条 理事長は、申請者が偽りその他の不正な手段により助成金を受給したとき、又は助成金を受給した後に受給資格者でないこと等が判明したときは、当該申請者に対し既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

加西市善意銀行 ひとり親家庭ランドセル購入助成事業 申請書

令和 年 月 日

加西市社会福祉協議会 理事長 様

申請者 住 所 加西市
氏 名
電 話

ランドセル購入助成を受けたく、下記のとおり申請します。

助成申請金額 _____ 円
(※上限 20,000 円)

保 護 者	住 所			
	氏 名		電 話	
子 ど も	氏 名			
	生年月日	平成	年	月 日
振 込 先 口 座	金融機関名	銀行 信金 農協	支店	
	種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
	(ふりがな) 口座名義	()		
※添付書類 チェック		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証明書 (写) <input type="checkbox"/> 健康保険証など子どもの生年月日が分かる書類 (写) <input type="checkbox"/> 領収証の原本 (<input type="checkbox"/> 購入者氏名 <input type="checkbox"/> 領収年月日 <input type="checkbox"/> 店名 <input type="checkbox"/> 品目 <input type="checkbox"/> 金額)		